
都内母子生活支援施設の現状

令和6年8月20日

母子生活支援施設とは

＜児童福祉法第38条＞

母子生活支援施設は、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設とする。

夫からの暴力や経済的困窮など、さまざまな問題を抱える母子（子は原則として18歳未満）の保護や自立支援を行う施設で、母と子が一緒に入所できる唯一の児童福祉施設である。

【資料内訳】

- 1 母子生活支援施設の概要、入所者、職員、委託事業など
- 2 施設や入所者に対する支援・補助等の実績

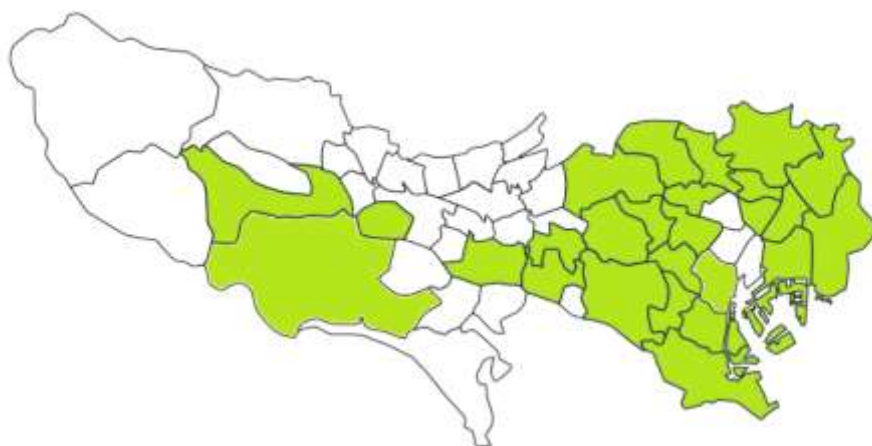
1 母子生活支援施設の概要、入所者、職員、委託事業など

都内母子生活支援施設の分布

現在、都内の母子生活支援施設は、25区市に存在し、全32施設である。第4期計画期間中に、区部の公立施設で1増1減しており、総数は変わらない。

区部に偏って分布しており、32施設中26施設が区部にある。

施設の定員は、～10世帯が4施設、11世帯～20世帯が25施設、21世帯～30世帯が3施設である。



	区部	市部	計
公立	14施設	1施設	15施設
民立	12施設	5施設	17施設
計	26施設	6施設	32施設

母子生活支援施設の暫定定員

母子生活支援施設は、国の通知上、各年度の事業実施に際して、各施設の前年度や直近3か年の在籍世帯数などを利用して算定した数が、その施設の定員に満たない(＝入所率が低い)場合には、その満たない数に定員を改定するか、暫定定員を設けることとされている。

都内施設では、令和6年度において、32施設中19施設が暫定定員となる予定で、全体の6割弱を占める。直近の5年間で2施設増えており、民立の施設でも増加の傾向が見られる。

(それぞれの区分けごとの暫定定員設定状況) ※カッコ内は平成31年度時点からの増減

公立	民立	区部	市部
15施設中 13(±0)	17施設中 6(+2)	26施設中 18(+2)	6施設中 1(±0)

入所世帯数の推移

令和6年4月1日時点の入所世帯数は423世帯であり、認可定員数の合計(603世帯)に対する入所率は、約70%にとどまる。

コロナ禍前の平成31年との比較では、令和4年に86%程度まで落ち込んだが、令和6年は92%程度にまで回復している。

(年度当初の入所世帯数推移)

	世帯数	入所者数(人)
平成31年4月1日現在	459	1,125
令和2年4月1日現在	466	1,185
令和3年4月1日現在	456	1,121
令和4年4月1日現在	393	953
令和5年4月1日現在	427	1,063
令和6年4月1日現在(速報値)	423	1,036

利用期間の取決め・平均入所期間について

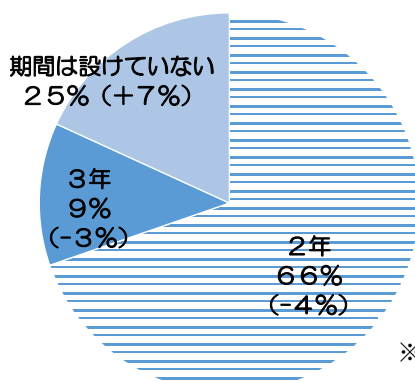
利用期間について、多くの施設(自治体)が2年と設定しているが、2年を原則とする法令等の決まりは存在せず、これにより課題が解決しないまま退所するケースもある(後述)。

2年又は3年と定めていた施設(自治体)は減少し、期間は設けていないという施設(自治体)が増えている。(平成29年度は、2年70%、3年12%、期間の定めなし18%であった)

なお、平均入所期間は1年6か月である。

(データは、母子福祉部会 紀要(令和3年度)より)

令和3年度の利用期間にかかる設定状況



※カッコ内は、平成29年度との比較

広域入所の受入について

広域入所(施設所在区市外の母子の入所)の受け入れについて、平成30年8月以降、新たに13施設が実施したことで、未実施の施設は7施設(区部のみ)となった。

広域入所を実施する施設について、受け入れの条件は、以下のとおりであるが、より制限的でない受け入れを実施している施設が増えている。

	平成 30 年8月時点	令和6年6月時点
協定を結んだ自治体からのみ受け入れる	3	2
特定の区域からのみ受け入れる	0	2
どの自治体からも受け入れるが、規定(負担を求める等)を設けている	3	10
どの自治体からも受け入れる(規定等による制限なし)	6	11
合計	12	25

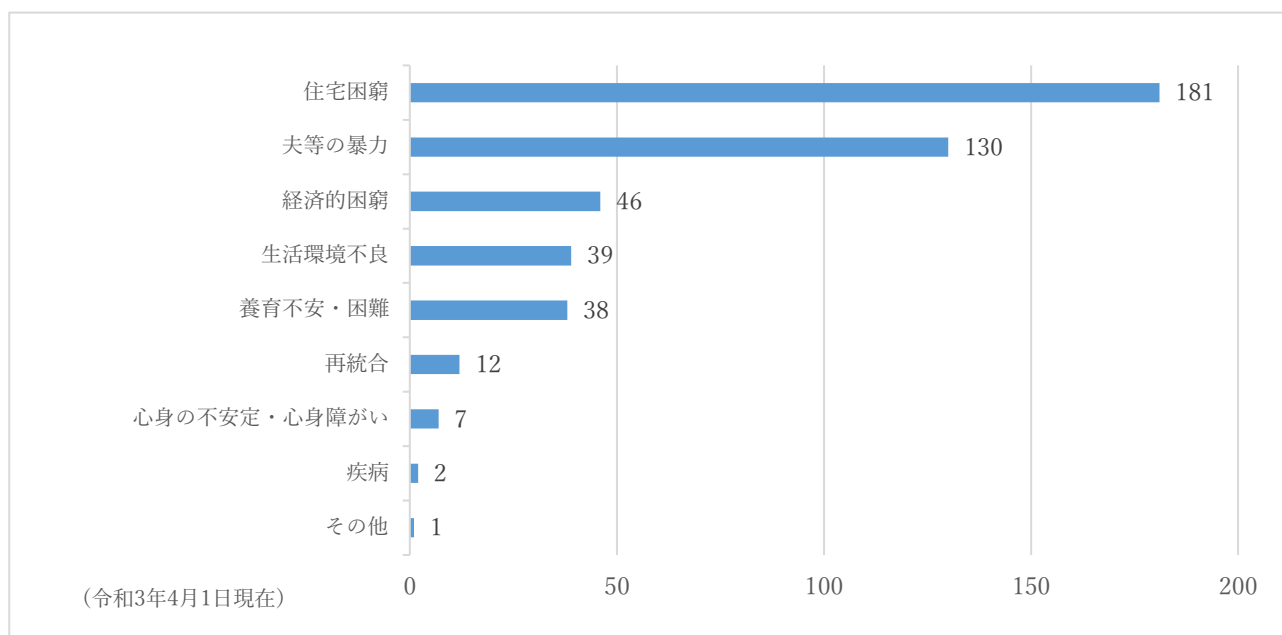
入所理由について

令和3年4月1日現在の入所理由をみると、「住宅困窮」が最も多くなっており、次いで「夫等の暴力」、「経済的困窮」が多くなっている。

この点、第4期計画策定時の状況から大きな変化は見られない。

(母子福祉部会 紀要(令和3年度))

(入所理由)



児童虐待の状況について

児童虐待の割合は、令和2年度中の利用世帯(682世帯)のうち、約49%を占めている。そのうち、実母又は両親からの虐待も約3割となっており、入所後も虐待が起きる可能性のある世帯が一定数存在する。

(母子福祉部会 紀要(令和3年度))

(① 入所世帯のうち、これまでに虐待のあった世帯数(令和2年度中実績))

実世帯	身体的虐待	性的虐待	ネグレクト	心理的虐待
335	136	21	72	254

※複数回答あり

虐待者について

- ・実父:55%
- ・実母:26%
- ・両親:7%
- ・実父ではない母のパートナー:6%
- ・その他:6%

(② ①のうち、令和3年4月1日現在も虐待が継続している世帯数)

実世帯	身体的虐待	性的虐待	ネグレクト	心理的虐待
47	19	0	22	39

※複数回答あり

うち、児童相談所につながっているケース:18件

母子の精神的・身体的な状況について

令和3年4月1日現在の入所世帯について、母の38.8%(33.8%)、子の20.5%(15.7%)が何らかの障害等を有しており、割合として増加傾向にある。(※複数の「障害等」に該当するケースもあるため参考値。

なお、カッコ内の数値は、平成29年4月1日時点のデータ)

また、母の精神科等の受診率、子の発達障害の率は高く、高度な支援の必要性がうかがえる。

(母子福祉部会 紀要(令和3年度))

障害等	母		子	
		割合		割合
身体障害者手帳を所持	0	0%	2	0.3%
療育手帳を所持	7	1.5%	24	3.6%
精神障害者保健福祉手帳を所持	33	7.2%	4	0.6%
手帳は持たないが、精神科等を受診中	87	19.1%	16	2.4%
発達障害がある	6	1.3%	52	7.8%
その他	44	9.6%	39	5.9%
合計 ※参考値	177	38.8%	137	20.6%

※割合は、令和3年4月1日時点の母と子の人数(母:456人、子:665人)それぞれと比較

退所理由及び課題の解決状況について

令和2年度の退所世帯229世帯のうち、課題が未解決のまま退所した世帯は108世帯となり、全体として見れば、5割弱が入所時の課題が解決しないまま退所していることがわかる。一方で、「利用期間満了」で退所するケースでは改善傾向が見られる。

(母子福祉部会 紀要(令和3年度))

退所理由	退所世帯数		未解決割合	未解決割合 (H29)
		うち未解決		
住宅事情の改善(都住当選等)	96	46	47.9%	29.1%
利用期間満了	51	19	37.2%	43.6%
経済的自立	13	1	7.6%	3.1%
希望退所	27	15	55.5%	58.1%
日常生活・身辺、精神的自立	11	2	18.1%	16.7%
結婚・再婚・復縁	14	8	57.1%	75.0%
母子分離	13	13	100.0%	92.3%
その他(前夫からの追跡等)	4	4	100.0%	85.7%
合計	229	108	47.1%	39.5%

【希望退所の例】

実家や親族からの支援が受けられることになった／施設での生活が馴染まなかった・支援拒否／新型コロナウイルス蔓延のため／元夫から離れるため 等

職員の構成について

民間の母子生活支援施設の職員平均勤続年数の平均は、令和5年度で約11年となっており、5年間の中で、約1年伸長した。職員の構成は、ベテラン職員と若手職員が多く、中堅職員が少ない傾向は変わらないことから、職員の育成と定着が引き続き課題となる。(措置費等算定資料)

なお、公立施設については平均勤続年数を経年で取っていないものの、令和5年度の平均勤続年数は民間施設よりわずかに長く約12年であるが、平均勤続年数が約5年程度の施設も見られた。

(民間母子生活支援施設の平均勤続年数)

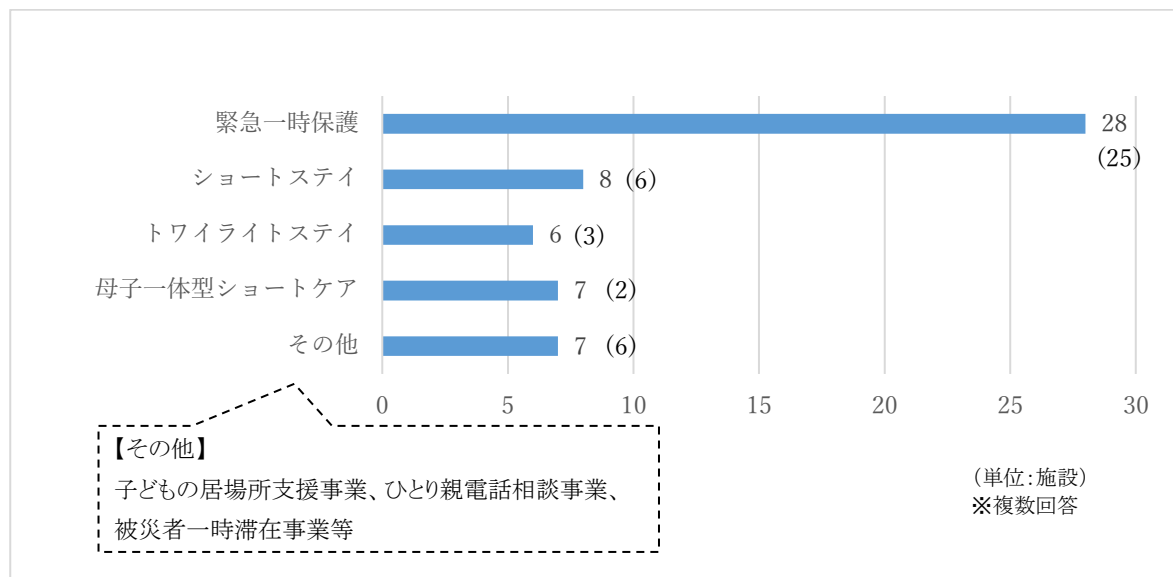
	平均勤続年数
平成31年度	10年6か月
令和2年度	10年6か月
令和3年度	10年7か月
令和4年度	11年7か月
令和5年度	11年5か月

自治体からの委託事業について

母子生活支援施設は、通常の入所者への支援のほか、委託事業を区市から引き受けていることが多く、32施設中28施設が、何らかの事業を受託している。

最も多い受託事業は、緊急一時保護事業であるが、その他の事業も増加傾向にある。（下表のカッコ内は平成30年8月時点の件数）

（令和6年度東京都ひとり親家庭自立支援計画（第5期）策定のための調査（令和6年6月現在））



母子生活支援施設の建物について

母子生活支援施設の歴史は古く、戦中・戦後まもなくから施設を運営している場合も多くあるため、近年多くの施設が改築を行い、又は改築の検討を行っている。概ね、築後20年以上で大規模修繕、40年以上で改築のタイミングとなる。

改築前の施設でも、計画的に大規模修繕を行っているため、入所者に不便のないように整備されている。

（令和6年4月1日時点の状況）

築年数(新築・改築後)	施設数
1～5年の施設	5
6～10年の施設	1
11～19年の施設	9
20～29年の施設	10
30～39年の施設	4
40年以上の施設	3

2 施設や入所者に対する支援・補助等の実績

児童入所施設措置費等

国、都、区市から施設への運営費

母子生活支援施設に入所する母子に対する費用として、国 1/2、都 1/4、区市 1/4(八王子市所在施設は、国 1/2、市 1/2)(児童相談所設置区は、国 1/2、区 1/2)で負担している「児童入所施設措置費等」が運営費として支払われている。

大まかに事務費、事業費に分けられ、事務費では、一般生活費や職員(心理療法担当職員など、専門的業務を行う職員も含む)の配置に係る加算等を支払い、事業費では、生活諸費や児童の教育に係る経費等を支払っている。

令和3年度から、新たに「自立支援担当職員」が設けられ、自立支援と退所後のアフターケアの充実を図っており、配置する施設も少しずつ増えている。

専門的な業務を行う職員等を配置する施設は増加傾向にあり、施設の専門性の向上が進んでいる。

(令和5年度における専門的な業務を行う職員等の配置状況)

	概要	R5実施施設数	H30の状況
心理療法 担当職員	夫等からの暴力や虐待などによる心的外傷等のために心理療法を必要とする母子に対して心理療法を実施し、心理的な困難を改善する。	24施設 (公9、民15)	17施設 (公6、民11)
個別対応 職員	虐待を受けた児童等の施設入所の増加に対応するため、被虐待児等の個別の対応が必要な児童への1対1の対応、保護者への援助等を行う。	31施設 (公15、民16)	28施設 (公14、民14)
特別生活 指導員	心身に障害等を有する母子や複雑な生活課題を抱える母子など、特に保護・指導が困難な母子が入所する施設に配置し、必要な支援を実施する。	16施設 (公4、民12)	12施設 (公3、民9)
基幹的 職員	入所者の多様な課題に対応するために、施設での支援業務経験が概ね10年以上の者に所定の研修を受講させ、スーパーバイザーとして、職員の指導等を行わせることで職員の専門性の向上・質の確保を図る。	22施設 (公7、民15)	16施設 (公7、民9)
自立支援 担当職員 ※R3から	施設等退所前の進学・就職等の自立支援及び退所後のアフターケアを担う職員を配置し、入所児童等の退所前後の自立に向けた支援の充実を図る。	6施設 (公1、民5)	—

都は、民間社会福祉施設の特性と創意工夫による自主的かつ柔軟な施設運営を支援し、都民の多様なニーズに対応した福祉サービスの確保と社会福祉施設利用者の福祉の向上を図るために、独自の補助を実施している。

費目は、基本補助(施設規模別に、都として望ましいサービス水準の確保に必要な経費を「利用者一人当たりの単価」により補助する)と努力・実績加算補助(利用者の状況や施設における取り組みに対する努力及び実績に基づき補助する)に分けられる。

第4期計画中の推移として、特別援助加算と心理ケア加算に係る延実施人数が増加傾向にあるが、特別な支援や心理的なケアが必要な入所者が増えている傾向を反映したものと考えられる。

(努力実績加算の実績値推移 R2～R4は翌年度確定時の実績報告数値、R5は年度内に承認した数値)

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	施設数	延実施人数	施設数	延実施人数	施設数	延実施人数	施設数	延実施人数
就労支援活動加算	16	559	15	465	16	475	16	473
特別援助加算	7	984	7	1,087	7	998	7	1,247
心理ケア加算	15	2,717	15	2,704	16	2,903	16	3,062
未就学児加算	17	2,745	17	2,422	17	2,224	17	2,222
アフターケア加算	16	115	16	121	16	106	17	123
親子心理カンファレンス加算	2	16	1	10	2	14	2	14

(※親子心理カンファレンス加算のみ、実績の単位が「月」となる。)

緊急一時保護事業について

都から区市町村への補助

都は、母子生活支援施設への本入所による母子保護以外に、夫等の暴力からの避難等で、緊急に保護が必要な母子等に対し、区市町村が、母子生活支援施設やシェルター、アパートの一室、ホテル等に一時的に居室を確保し、保護を実施した場合に、「子供家庭支援区市町村包括補助事業」により独自に補助を行っている。

当該事業は、母子世帯以外に、父子世帯、単身女性も対象としている。父子世帯を、母子生活支援施設に避難させることはできないが、ホテルの一室に避難させるなどして対応している。

(過年度の実績)

	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施状況	44区市	46区市	46区市	47区市	47区市

※町村部の母子に対しては、都が一括で緊急一時保護を実施

ひとり親家庭地域生活支援事業(ひとり親家庭生活向上事業) 国、都から区市町村への補助

令和6年度に、令和5年度までの「短期施設利用相談支援事業」の内容が拡充され、名称も変更された。

離婚前後において、おおむね 3 カ月程度、母子生活支援施設等を活用し、離婚後の住まい・就業の支援や同居する親子関係の再構築を含めた家庭・生活環境を整えるための支援を実施する。

従前は 1 週間程度の利用期間であったところ、3か月程度に拡充されたことで、親子関係再構築に向けた活用や、生活環境を整える目的での活用など、柔軟な事業の活用が期待される。また、離婚前の親子が対象に加わったことで、離婚調停中などのケースでも活用できるようになった。

補助率は、国 1/2、都・中核市 1/2 又は国 1/2、都 1/4、区市 1/2 である。

(参考:過年度実績)※短期施設利用相談支援事業の実績

	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
実施状況	—	—	4施設	4施設	4施設

育児指導機能強化事業(※八王子市、児相設置区所在施設を除く) 国、都から施設への補助

施設に「育児指導担当職員」を配置し、入所世帯以外に、地域で子育て中の家庭等からの相談に応じ、子育て方法を実践しながら伝えること等により、子育てに関する不安を解消するなど育児指導機能の充実を図るものである。

施設に対しては、国 1/2、都 1/2(公立施設の場合には、国 1/2、都 1/4、区市(設置者)1/4となる)の負担割合で、育児指導担当職員の配置に係る経費を補助する。

(過年度実績)

	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
実施状況	5 施設	5 施設	3 施設	3 施設	3 施設

医療機関等連携強化事業(八王子市、児相設置区所在施設を除く) 国、都から施設への補助

施設に「医療機関等連絡調整員」を配置し、継続的な服薬管理や健康管理が必要な児童の円滑な受入を促進するものである。対象が児童のみ(母は対象外)であるためか、実績は上がっていない。

(過年度実績)

	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
実施状況	0 施設	0 施設	1 施設	1 施設	1 施設

障害児等受入体制等強化事業(※八王子市、児相設置区所在施設を除く) 国、都から施設への補助

令和 5 年度より開始された補助事業で、施設に「障害児等受入調整員」を配置し、障害等を有する児童に対して、入所前の受入に係る連絡調整等や入所中の支援・補助を行うことにより、障害等を有する児童の受入及び支援体制の強化を図るものである。

施設に対しては、国 1/2、都 1/2(公立施設の場合には、国 1/2、都 1/4、区市(設置者)1/4となる)の負担割合で、障害児等受入調整員の配置に係る経費を補助する。

初年度の母子生活支援施設の実績は1件である。

性被害防止対策に係る設備等支援事業(※八王子市、児相設置区所在施設を除く) 国、都から施設への補助

令和 5 年度より開始された補助事業で、母子生活支援施設等におけるパーテーション・簡易扉・簡易更衣室等の設置による、こどものプライバシー保護や保護者からの確認依頼等に応えるためのカメラによる支援内容(保育の実践記録等)の記録などを通じ、性被害防止対策を支援するものである。

国 1/2、都 1/4、区市(設置者)1/4 の負担割合で、設備の購入や更新を補助する。

初年度の母子生活支援施設の実績は1件である。

母子生活支援施設の施設整備について

国、都から施設への補助

利用者の安全の確保と居住環境の改善を図るため、需要動向も踏まえ、施設の整備を計画的に進めている。整備の内容により補助率等は異なるが、法人も計画的に積み立てていく必要がある。

また、改築には満たないが、入所者の生活の改善に資する工事等(生活向上のための環境改善事業)についても、支援を行っている。

(過年度の実績)

	概要
平成31年度	○改築 1施設 ○中規模修繕 2施設 ○生活向上のための環境改善事業 2施設
令和2年度	○改築 1施設 ○中規模修繕 1施設 ○生活向上のための環境改善事業 2施設
令和3年度	○大規模修繕 2施設 ○生活向上のための環境改善事業 1施設
令和4年度	○生活向上のための環境改善事業 1施設
令和5年度	○改築 1施設 ○大規模修繕 2施設 ○拡張 1施設 ○中規模修繕 2施設 ○生活向上のための環境改善事業 2施設

母子生活支援施設の職員は、国や民間機関が主催する様々な研修に参加し、支援力の向上に努めている。これに加え、都では、独自に「社会的養護処遇改善加算対応研修」を東京都社会福祉協議会に委託し、実施している。なお、当該研修は、母子生活支援施設の職員だけでなく、児童養護施設や乳児院等の職員も同じ研修を受講することができる。また、研修の実施以外に、研修参加費の補助も行っている。

（令和5年度「社会的養護処遇改善加算対応研修」の実績）

研修名	概要	実績
児童福祉設における専門的対応とは	個別対応職員を対象に、虐待を受けた子どもに対する個別ケアの専門的知識を改めて学習し、施設としてどのように組織的な対応をしていくのかについて考える。	10名
発達障害の子どもたちの理解と対応	個別対応職員等を対象に、発達障害に関する基礎知識、成人期に向けた支援方法を学ぶ。	5名
チーム養育としての里親支援ソーシャルワーク	里親支援に関わる専門職やリーダー的業務を担っている施設職員を対象に、質の高いチーム養育としての里親支援のあり方について学ぶ。	2名
社会的養護を必要とする子どもたちへの家族理解の必要性和ファミリーソーシャルワークの展開	家庭支援専門相談員のリーダー的業務を担っている職員を対象に、子どもたちへの家族理解の必要性や関わり方について考え、学ぶ。	4名
子どもの心の発達と養育環境	個別対応職員等を対象に、発達の知識と発達上の問題の見立て方、方策の立て方及び子どもにアプローチするときの考え方等を学ぶ。	8名
チームリーダーとスーパービジョン	チームリーダーを対象に、チームケアの推進や後輩職員のスーパーバイズについて学ぶ。	5名
子どもの関係性に着目したチームケア	主任母子支援員等を対象に、子どもをより良く理解するための「レジデンシャルマップ」の作成方法、グループケアでの活用方法を学ぶ。	7名
スーパービジョン研修	主任母子支援員等を対象に、リーダー的業務の専門性を実感し、スーパービジョンの方法について考え、学ぶ。	1名

住宅困難により入所する母子も多く、都は、現に施設に入所している世帯を対象に、都営住宅の特別割当による入居を行っている。母子生活支援施設に対する割当戸数は、年間で50戸となっており、特に区部の都営住宅(交通の便が良いなどの立地条件の良い住宅など)については応募が集中する傾向にある。

(過年度の実績)

	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
割当戸数	52戸	52戸	52戸	50戸	50戸
応募世帯数	59世帯	69世帯	43世帯	34世帯	39世帯
入居世帯数	36世帯	31世帯	31世帯	19世帯	21世帯
実質倍率	1. 63	2. 22	1. 38	1. 78	1. 85